

自ら学び、共に生きる子どもを育む学校図書館

<研究の重点>

- ① 学びを培う学習センター、情報センターとしての学校図書館の研究
- ② 言葉の力を培い、豊かな心を育む読書センターとしての学校図書館の研究
- ③ 司書教諭や学校司書等の学校図書館スタッフの役割と、
その協働のあり方についての研究
- ④ 学校間ネットワーク・地域・家庭との連携のあり方についての研究
- ⑤ 特別な支援を必要とする児童・生徒を支える学校図書館の研究

北海道学校図書館協会研究部

<研究テーマの設定にあたって>

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続く一方、軍事行動による世界不安が増す社会の中で、未来を予測することは大変難しい。また、格差の広がりとともに子どもたちをめぐる貧困や介護にかかわる問題も深刻さを増している。子どもたち一人一人が「生きる力」をもち、共に新たな未来を切り拓いていくために、私たちは何をどのように育んでいけばよいのだろうか。

21世紀は、「知識基盤社会」の時代であると言われて久しい。新しい知識や情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増している。次々に現れる課題に対して試行錯誤しながらも対応していかなければならない。こうした社会を子どもたちが生き抜いていくために必要な思考力、判断力、表現力が求められており、それこそが「生きる力」につながっていく。

その力の育成のために重要なのは、次の二点だと考えられる。まず一つは、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、思考して主体的に判断し、それに基づいて行動することでよりよく問題を解決しコミュニケーションできる能力の育成。もう一つは、グローバルな視点をもち、多様な人々と協働していこうとする心、人を思いやる心や感動する心といった、豊かな人間性を育成することである。そのどちらの育成にも、学校図書館は大きく関わっている。

『学校図書館法』第2条に、学校図書館は「教育課程の展開に寄与する」ことと「児童又は生徒の健全な教養を育成する」ことをその設置の目的として掲げていることがそれを表している。

現代社会においては、国際化・情報化の中で混沌とした状況も拍車をかけ、あらゆるメディアからの情報が氾濫している。大人ですら正しく判断するのが難しい中、子どもたちの頭上にもそれらは容赦なく降り注ぎ、いわば情報の洪水の中に日々を送っていると言っても過言ではないであろう。しかしそんな状況だからこそ、子どもたちはより適切な情報を取捨選択し、それをもとに自らの課題を解決し、自分で新たな情報を作り出して発信していくに至る、情報活用能力を身に付けることが必要不可欠である。これは、生涯学習にもつながるものであり、その責任はまず学校教育にある。重点①はその学びを保障する学校図書館とその教育がどうあらねばならないかという視点から設定したものである。

また、子どもたちの「豊かな心」を育むものとして、学校図書館に寄せられている期待は大きい。子どもたちの読書推進のためのさまざまな指導や企画をする最も身近な存在は、なんといっても学校図書館である。工夫を凝らして読書指導を推進し、さまざまな読書活動を企画立案していくべきである。そういった中で子どもたちの言葉の力も培われていく。豊かな読書センターとしての学校図書館の運営や指導のあり方を探るという視点から、②の重点設定はなされている。

さて、今まで述べたような「生きる力」を育成するための学校図書館を管理・運営し、機能させていくにあたって欠かせないのは「人」の存在である。1997年の学

校図書館法改正により、2003年度から12学級以上という条件付きではあるが「置かなければならない」とされた司書教諭が配置された。しかし、学校図書館教育の重要な推進役である司書教諭が十分に学校の中でその使命を果たせる状況ができていないかと言うと、依然として心許ない場合が多い。校内での存在意義や働きかけへの理解をどう深め、他の教職員とどう協働して活動していくかについて、より研究を深めていく必要がある。また、2014年の学校図書館法の改正により、初めて「学校司書」という文言が新しく第6条に明記された。それ自体は喜ばしいことではあるが、まだまだその位置づけは不完全である。2015年度の施行以降、道内各地で学校司書配置が少しずつ進んできているが、その業務内容や雇用形態もまちまちである。今後さらに理想的な形で配置されていくようにするためにも、司書教諭と学校司書、そしてその他の学校図書館スタッフとの協働の仕方について、その研究は急務であり、③の重点設定の所以である。

さらに学校図書館は、単館としての活動だけでは不十分なことは明白である。学校間や他機関（地域の公共図書館や地域ボランティア等）とのネットワークも進んできた。徐々に進んできたICT化もその原動力になっている。学校図書館がまず学校図書館としてきちんと自立した上で、どのように他と連携していけばよいか。そういう点も含めて、広く学校図書館と他との連携を考えたい。それが④の重点である。

また、教育の現場において、以前に比べ、子ども達の多様なあり方が見られるようになってきた。特別な支援を必要とする子どもたちも増えてきている。また、2016年4月に施行された障害者差別解消法において、障害をもっている方々への合理的配慮を可能な限り提供することが求められている。また、2018年には視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（通称「読書バリアフリー法」）が成立し、学校図書館としてどういう対応が求められているのか。それを追求するために⑤が設定されている。

ここで、この20年間の国及び北海道の学校図書館を巡る動きを見てみたい。2000年の子ども読書年に

続き、2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立。それに基づき、北海道でも「子どもの読書活動推進計画」を策定し、道内各自治体でも策定するところが増えてきている。2005年には「文字・活字文化振興法」が成立し施行された。そして2014年には前述の通り学校図書館法が改正、2015年4月から施行された。さらに、2017年11月には、「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書のモデルカリキュラム」を定めた。2022年には、国の第6次計画が策定され、概ね5年間で合計2400億円を措置し、新聞の複数紙配備や学校司書の配置についても地方交付税ではあるが予算措置されている。それを各自治体で予算化するよう働きかけ、新聞配備と「人」の問題の改善についても、我々は引き続き取り組んでいかねばならない。さらに、北海道において平成34年度（2022年度）までとなっていた第4次計画に続く読書活動推進計画策定を求めていきたい。

2020年からは順次、「主体的・対話的で深い学び」を目指す新学習指導要領に基づいた教育が進められる。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、他者を認め協働しようとする豊かな心を育てていくことが重要なのである。また、GIGAスクール構想による一人一台端末環境が整えられつつある現在、情報活用能力育成を担う学校図書館の役割は、ますます大きなものとなるであろう。

このような流れのなか、北海道の学校図書館の機能をより充実させ、子どもたちの「生きる力」を育てていくためにこそ、我々学校図書館人はより一層の研鑽を積んでいくことが必要なのである。

<研究の内容>

ア、学校図書館における情報活用能力の育成

- ・「情報資源を活用する学びの指導体系表」に基づく実践研究
- ・学校図書館のさまざまなメディアの選定と組織化
- ・学校図書館の計画的な情報活用能力の育成のための指導のあり方
- ・学校図書館におけるレファレンスサービスのあり方
- ・その他

イ、図書館資料を活用した学習活動

- ・メディアの効果的な提供による学習支援
- ・学校図書館を活用した学習指導の方法と教育課程への位置づけ
- ・総合的な学習等での学校図書館の指導との融合、その活用や役割
- ・教科以外の活動での図書館資料活用（道徳・特別活動等）
- ・その他

ウ、読書活動の活性化

- ・読書意欲を喚起する指導のあり方（読み聞かせ・ストーリーテリング・ブックトーク・読書へのアニメーション、リテラチャーサークル、ビブリオバトル、読書ノートの活用等）
- ・教育課程への読書の位置付け
- ・「朝の読書」の研究と実践
- ・読書力を高める指導のあり方（読書感想文・集団読書・読書会等）
- ・その他

エ、学校図書館の管理と運営

- ・利用者の立場に立った学校図書館運営のあり方
- ・学習センター、情報センター、読書センターとしての学校図書館メディアの選定と組織化
- ・広報活動の進め方（図書館だより、ディスプレイ等）
- ・個人情報・著作権保護のあり方
- ・コンピュータ等の効果的活用
- ・その他

オ、学校図書館の「人」

- ・司書教諭及び学校図書館担当教諭の仕事と役割
- ・学校司書の仕事と役割
- ・学校図書館をめぐるスタッフ（ボランティアも含め）の協働のあり方
- ・その他

カ、学校図書館と他の機関・地域・家庭との連携・ネットワーク

- ・学校図書館相互の連携のあり方
- ・公共図書館等との、自立した上での連携のあり方
- ・地域開放のあり方
- ・文庫活動、読書サークル等との関係
- ・家庭とのより良い連携のあり方
- ・その他

キ、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応

- ・特別支援学級・指導者との連携・協働
- ・特別な支援を必要とする子ども達の読書活動のあり方
- ・その他